

総社市告示第100号

総社市新分野チャレンジ事業者応援補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和2年7月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市新分野チャレンジ事業者応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業収入が減少した中小企業者等が、新分野への取組を行う場合に必要となる経費の一部について、予算の範囲内で総社市新分野チャレンジ事業者応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、中小企業者等の経営基盤の強化に向けた新たな取組を応援し、もって地域産業の振興に寄与することを目的とし、補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 市内に本社又は事業所を有し、かつ、1年以上事業を営んでいること。
- (2) 令和2年1月から同年8月までの任意の1箇月の売上が、前年同月比20%以上減少していること。この場合において、店舗拡大等により、前年同月との比較では売上の減少が明らかであると判断できない場合は、合理的な手法による売上の減少が20%以上であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付の対象としない。
  - (1) 市税を滞納（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定により徴収を猶予されているものを除く。）しているもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行うもの
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、市内において新たに行う取組であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新規製品の開発又は試作に係るもの
- (2) 既成製品に改良を加えた製品の開発又は試作に係るもの
- (3) 感染症対策用品の製造への参入に係るもの
- (4) ウィズコロナ（新型コロナウイルスとの共存及び共生を指す価値観をいう。）時代にふさわしい新事業への転換又は参入に係るもの
- 2 補助対象事業は、令和3年3月31日までに完了しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる補助対象事業の実施に必要となる直接的な経費のほか、市長が必要と認める経費とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに国、都道府県、市区町村又は他の団体等の補助を受けているものは除く。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号により算出した額の合計額の10分の10以内の額とし、30万円を上限とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの

とする。

- (1) 別表の1の項から4の項までの補助対象経費の額の合計額
- (2) 別表の5の項の補助対象経費の額（その額が5万円を超える場合は、5万円）
- (3) 前条に規定する市長が必要と認める経費の額

2 補助金の交付は、1中小企業者等につき、1回限りとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、総社市新分野チャレンジ事業者応援補助金交付申請書兼実績報告書（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼実施報告書
- (2) 補助対象事業の計画又は実施の内容が分かる資料
- (3) 見積書又は領収書その他補助対象経費の支払及び内訳を証明する書類の写し
- (4) 第3条第1項第2号に係る売上及びその減少等を証する書類
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）（地方税法附則第59条第1項の規定により徴収を猶予されているものにあつては、市税の滞納（当該徴収を猶予されているものを除く。）がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）及び徴収の猶予を受けていることを証する書類）
- (6) 本人確認書類の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、総社市そうじゃ未来資金支給要綱（令和2年総社市告示第97号）第5条第1項に規定する支給決定通知書の写しを添付する場合は、前項第4号及び第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第1項の交付申請書の提出期限は、令和2年10月30日とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項に規定する交付申請書の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書により通知するものとする。ただし、交付申請が実績報告を兼ねている場合は、補助金の交付決定と同時に額の確定をし、補助金交付決定兼交付額確定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、当該申請者に対し、その理由を付して補助金不交付決定通知書により通知するものとする。

（変更等の承認）

第9条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助決定者」という。）が、その内容を変更しようとするときは、総社市新分野チャレンジ事業者応援補助金変更承認申請書に変更の内容が分かるものを添えて、市長に申請しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定による通知を受けている場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは申請内容の変更を承認するとともに、当該申請者に対し、補助金変更承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請の内容が不相当と認めるときは、当該申請者に対し、その理由を付して補助金変更却下通知書により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに総社市新分野チャレンジ事業者応援補助金実績報告書に第7条第1項第1号から第3号までの書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定による通知を受けている場合は、この限りでない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する補助金実績報告書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助決定者に対し、補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助決定者は、第8条第1項ただし書又は前条の規定による通知を受けたときは、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があつたときは、速やかに当該補助決定者に補助金を支払わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分及び管理)

第14条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、取得財産の処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が20万円未満のものは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより、当該補助事業者に入収があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

3 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年1月1日以後の補助対象事業について適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

経費区分		内 容
1	原材料・副資材費	開発品や試作品の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し消費される原材料及び副資材の購入に要する経費（鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等）
2	機器・車両等購入費又はリース費用	・機器、器具、車両等の購入、設置費又はリースに要する経費 ・機械装置を自社で製作する場合の部品の購入に要する経費 ・測定、分析、解析、評価等を行う機械装置の購入、設置費又はリースに要する経費
3	外注費	外部の事業者等に委託、発注する経費（機械加工、基盤設計、委託加工、機械委託製作、委託設計、デザインの外注、技術料等）
4	免許等の取得・登録費	新事業への転換、参入のために必要となった免許等の取得及び登録費
5	消耗品費	消耗品（初期投資分）の購入費（文房具、事務用品を除く。）